

丹波篠山市小規模保育事業の認可等に関する要綱をここに公布する。

令和8年10月1日

丹波篠山市教育委員会

教育長 丹 後 政 俊

丹波篠山市教育委員会要綱第15号

丹波篠山市小規模保育事業の認可等に関する要綱
別紙のとおり

丹波篠山市小規模保育事業の認可等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項の規定による家庭的保育事業等のうち、法第6条の3第10項の小規模保育事業の認可（以下「事業認可」という。）等について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）、丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年篠山市条例第21号）及び丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年篠山市条例第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、前条に掲げる法律、省令及び条例において使用する用語の例による。

(認可の申請)

第3条 事業認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、丹波篠山市小規模保育事業認可兼小規模保育事業者確認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行うとともに、法第34条の15第4項の規定により、丹波篠山市子ども・子育て会議（丹波篠山市子育ていちばん条例（平成23年篠山市条例第22号）第11条に規定する丹波篠山市子ども・子育て会議をいう。）の意見を聴き、事業認可の適否について判断するものとする。

3 教育委員会は、法第34条の15第5項の規定により事業認可を決定したときは丹波篠山市小規模保育事業認可決定通知書（様式第2号）により、同条第6項の規定により事業認可をしないことを決定したときは丹波篠山市小規模保育事業不認可決定通知書（様式第3号）により申請者に対して通知するものとする。

(認可内容の変更)

第4条 前条第3項の規定により事業認可の決定を受けた者（以下「事業者」という。）が同条第1項の申請の内容を変更しようとするときは、丹波篠山市小規模保育事業認可・確認事項変更届出書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の届出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、丹波篠山市小規模保育事業認可・確認事項変更受理通知書（様

式第5号)により事業者に対して通知するものとする。

(認可の取消し)

第5条 教育委員会は、法第58条第2項の規定により事業認可を取り消したときは、丹波篠山市小規模保育事業認可取消通知書(様式第6号)により事業者に対して通知するものとする。

(廃止又は休止)

第6条 事業者は、小規模保育事業の廃止又は休止をしようとするときは、原則としてその廃止又は休止の日の1年前までに、次に掲げる事項について教育委員会と協議を行わなければならない。

- (1) 廃止又は休止の理由
- (2) 現に保育を受けている児童に対する措置及び保護者への説明
- (3) 廃止しようとする者にあつては、廃止の期日及び財産の処分
- (4) 休止しようとする者にあつては、休止の予定期間
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

2 事業者は、前項の事前協議後に小規模保育事業の廃止又は休止をしようとするときは、その廃止又は休止の日の3月前までに丹波篠山市小規模保育事業廃止(休止)承認申請書(様式第7号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請を承認するときは丹波篠山市小規模保育事業廃止(休止)承認通知書(様式第8号)により、承認しないときは丹波篠山市小規模保育事業廃止(休止)不承認通知書(様式第9号)により事業者に対して通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

丹波篠山市小規模保育事業認可兼小規模保育事業者確認申請書

年 月 日

丹波篠山市教育委員会 様

〒

住 所

フリガナ
法人名(団体名)

フリガナ
代表者氏名

小規模保育事業の認可及び小規模保育事業者の確認を受けたいので、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の種類 小規模保育事業(A型・B型・C型・満3歳以上限定)

2 フリガナ
名 称

3 所在地 〒

4 事業所の予定認可定員 人

5 事業開始の予定年月日 年 月 日

担 当 者	
電 話	— —
F A X	— —
E-mail	

別 紙

1 法人情報の詳細

(1) 法人設立日 年 月 日

(2) 代表就任日 年 月 日

2 定 員 内 訳

0歳	1歳	2歳	合計
名	名	名	名

3 受入開始月齢・卒園年齢

(1) 受入開始月齢

(2) 卒園年齢

4 事業所の面積等

(1) 事業所の面積

ア 専 有 面 積 m²

イ 建物の所有又は借用の別 所 有 ・ 借 用 ・ 所有と借用

(2) 屋外遊戯場（同一敷地内に保有の場合はア、付近の代替地を使用の場合はイに記入）

ア 屋外遊戯場面積 m²

イ 付近の代替地 （ 公園 ・ 広場 ・ 寺社境内 ・ その他 ）

代替地の名称

5 開 所 時 間 : ~ :

6 保育標準時間・保育短時間

(1) 保育標準時間(11時間) _____ : _____ ~ _____ : _____

(2) 保育短時間(8時間) _____ : _____ ~ _____ : _____

7 食事の提供方法

自園調理 ・ 自園調理(外部委託) ・ 連携施設等からの搬入

※連携施設等からの搬入の場合は、別添にて、食事搬入に関する事項を記載

8 連 携 施 設

フリガナ _____

(1) 名 称 _____

(2) 所在地 _____

(3) 施設の種類

☐認定こども園（☐幼保連携型 ☐幼稚園型 ☐保育所型）

☐ 幼稚園 ☐ 保育所

(4) 連携内容

$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$ $\frac{1}{4} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{16}$ $\frac{1}{16} \times \frac{1}{16} = \frac{1}{256}$ $\frac{1}{256} \times \frac{1}{256} = \frac{1}{65,536}$ $\frac{1}{65,536} \times \frac{1}{65,536} = \frac{1}{4,294,967,296}$ $\frac{1}{4,294,967,296} \times \frac{1}{4,294,967,296} = \frac{1}{18,446,744,073,709,551,616}$	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$ $\frac{1}{4} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{16}$ $\frac{1}{16} \times \frac{1}{16} = \frac{1}{256}$ $\frac{1}{256} \times \frac{1}{256} = \frac{1}{65,536}$ $\frac{1}{65,536} \times \frac{1}{65,536} = \frac{1}{4,294,967,296}$ $\frac{1}{4,294,967,296} \times \frac{1}{4,294,967,296} = \frac{1}{18,446,744,073,709,551,616}$
--	--

※連携施設が複数ある場合は、別途記載したものを添付すること。

9 保 育 室 等 の 詳 細

区 分	室 数	面 積	備 考
乳児室・ほふく室 ※内法面積		m ²	0歳児室 m ²
			1歳児室 m ²
保 育 室 ※内法面積		m ²	2歳児室 m ²
遊 戯 室 ※内法面積		m ²	
調 理 室		m ²	
調 乳 室		m ²	
医 務 室 (医務スペース)		m ²	
便 所		m ²	
事 務 室		m ²	
そ の 他		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	
合 計		m ²	
遊具等の状況	・滑り台 台 ・ぶらんこ 台 ・その他() ・砂場 m ²		

10 職 員 の 詳 細

職 名	氏 名	生年月日	年 齢	所有資格	経験年数	雇用形態
合 計	名					

- 注 (1) 採用予定者についても記載すること。未定の場合はその計画を職名別に記載すること。
(2) 全職員の履歴書及び資格証明書の写を添付すること。

別添 食事搬入に関する確認事項

搬入元(調理)施設名					
住所					
搬入元～搬入先までの運搬手段	車 ・ 徒歩				
運搬にかかる時間(予定)	約 分間				
昼食の搬出予定時刻	時 分	昼食の搬入予定時刻	時 分	昼食の喫食予定時刻	時 分
午後おやつのお出搬予定時刻	時 分	午後おやつのお入搬予定時刻	時 分	午後おやつのお食喫予定時刻	時 分
食器への盛り付け場所	搬入元 ・ 搬入先				
運搬時の保冷方法 (具体的に記入してください)					

※搬入施設からのルートを記載した地図を添付してください。

【搬入施設から複数の事業者へ搬入する場合は以下に記入】

搬入元(調理)施設名						
住所						
搬入先施設名 (搬入順に)	→		→		→	
住所						
搬入元～搬入先までの運搬手段	車 ・ 徒歩		車 ・ 徒歩		車 ・ 徒歩	
運搬にかかる時間(予定)	約 分間		約 分間		約 分間	
昼食のお出搬予定時刻	時 分					
昼食のお入搬予定時刻	時 分		時 分		時 分	
昼食のお食喫開始予定時刻	時 分		時 分		時 分	
午後おやつのお出搬予定時刻	時 分					
午後おやつのお入搬予定時刻	時 分		時 分		時 分	
午後おやつのお食喫予定時刻	時 分		時 分		時 分	
食器への盛り付け場所	搬入元 ・ 搬入先		搬入元 ・ 搬入先		搬入元 ・ 搬入先	
運搬時の保冷方法 (具体的に記入してください)						

※搬入施設からのルート・搬入順番を記載した地図を添付してください。

様式第2号(第3条関係)

丹波篠山市小規模保育事業認可決定通知書

第 号
年 月 日

様

丹波篠山市教育委員会

年 月 日付けで申請があった小規模保育事業について、丹波篠山市小規模保育事業の認可等に関する要綱第3条第3項の規定により認可します。

- 1 事業の種類
- 2 名称
- 3 所在地
- 4 定員

丹波篠山市小規模保育事業不認可決定通知書

第 号
年 月 日

様

丹波篠山市教育委員会

年 月 日付けで申請があった小規模保育事業について、審査の結果、下記のとおり認可しないこととしたので、丹波篠山市小規模保育事業の認可等に関する要綱第3条第3項の規定により通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、丹波篠山市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

- 1 事業の種類
- 2 名称
- 3 所在地
- 4 不許可の理由

丹波篠山市小規模保育事業認可・確認事項変更届出書

年 月 日

丹波篠山市教育委員会 様

〒 _____
住 所
フリガナ
法人 名
フリガナ
氏 名

認可・確認を受けた事項を変更したいので、丹波篠山市小規模保育事業の認可等に関する要綱
第4条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 事業の種類 小規模保育事業
- フリガナ
2 名 称 _____

- 〒 _____
3 所 在 地 _____

- 4 変更内容
- 5 変更理由
- 6 変更年月日 年 月 日

担 当 者
電 話 _____
F A X _____
E-mail _____

別 紙

1 名 称 の 変 更 有 ・ 無

	変更内容	従来の認可内容
フリガナ		
名称		

2 所 在 地 の 変 更 有 ・ 無

	変更内容	従来の認可内容
郵便番号		
所在地		

3 定 員 の 変 更 有 ・ 無

	変更内容	従来の認可内容
	3号認定	3号認定
0歳		
1歳		
2歳		
合計		

4 受 入 開 始 月 齢 ・ 卒 園 年 齢 の 変 更 有 ・ 無

	変更内容	従来の認可内容
受入開始 月齢		
卒園年齢		

5 施設責任者の変更 有 ・ 無

	変更内容	従来の認可内容
フリガナ		
氏名		

以下、新施設責任者について

(1) 資格 _____

(2) 児童福祉事業等での経験年数 _____ 年

6 専有面積の変更 有 ・ 無

	変更内容	従来の認可内容
面積		
所有借用の別	所有 ・ 借用 ・ 所有と借用	所有 ・ 借用 ・ 所有と借用

7 屋外遊戯場の変更 有 ・ 無

	変更内容	従来の認可内容
面積		
所有借用の別	所有 ・ 借用 ・ 所有と借用	所有 ・ 借用 ・ 所有と借用
付近の代替地		

8 開 所 時 間 の 変 更 有 ・ 無

	変更内容	従来の認可内容
開所時間	: ~ :	: ~ :

9 保育標準時間・保育短時間の変更 有 ・ 無

	変更内容	従来の認可内容
保育標準時間 (11時間)	: ~ :	: ~ :
保育短時間 (8時間)	: ~ :	: ~ :

10 給食の提供方法の変更 有 ・ 無

	変更内容	従来の認可内容
提供方法	自園調理 ・ 自園調理 (外部委託) ・ 連携施設等 からの搬入	自園調理 ・ 自園調理 (外部委託) ・ 連携施設等 からの搬入

11 経営の責任者の変更 有 ・ 無

	変更内容	従来の認可内容
役職		
フリガナ		
氏名		

12 保育室等の変更

有

無

区 分	変更内容			従来の認可内容		
	室 数	面 積	備 考	室 数	面 積	備 考
乳児室・ほふく 室 ※内法面積		m ²	0歳児室 m ²		m ²	0歳児室 m ²
			1歳児室 m ²			1歳児室 m ²
保 育 室 ※内法面積		m ²	2歳児室 m ²		m ²	2歳児室 m ²
遊 戯 室 ※内法面積		m ²			m ²	
調 理 室		m ²			m ²	
調 乳 室		m ²			m ²	
医 務 室 (医務スぺ ース)		m ²			m ²	
便 所		m ²			m ²	
事 務 室		m ²			m ²	
その他		m ²			m ²	
		m ²			m ²	
		m ²			m ²	
		m ²			m ²	
		m ²			m ²	
		m ²			m ²	
合 計		m ²			m ²	

13 (定員増の場合のみ)定員増員後の職員の状況

職 名	氏 名	生年月日	年 齢	所有資格	経験年数	雇用形態
合 計	名					

- 注 (1) 採用予定者についても記載すること。未定の場合はその計画を職名別に記載すること。
(2) 新規雇用者の履歴書及び資格証明書の写を添付すること。

丹波篠山市小規模保育事業認可・確認事項変更受理通知書

第 号
年 月 日

様

丹波篠山市教育委員会

年 月 日付けで申請があった小規模保育事業の認可・確認事項の変更について、次のとおり受理したので、丹波篠山市小規模保育事業の認可等に関する要綱第4条第2項の規定により通知します。

1 事業の種類

2 名称

3 変更事項

4 変更年月日 年 月 日

丹波篠山市小規模保育事業認可取消通知書

第 号
年 月 日

様

丹波篠山市教育委員会

年 月 日をもって、次に理由により小規模保育事業の認可を取り消すので、丹波篠山市小規模保育事業の認可等に関する要綱第5条の規定により通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、丹波篠山市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

- 1 事業の種類
- 2 名称
- 3 所在地
- 4 認可取消しの理由

丹波篠山市小規模保育事業廃止(休止)承認申請書

年 月 日

丹波篠山市教育委員会 様

〒
住 所
フリガナ
法 人 名
フリガナ
氏 名

年 月 日付け 第 号により認可を受けた小規模保育事業について、廃止(休止)したいので、丹波篠山市小規模保育事業の認可等に関する要綱第6条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の種類 _____
- 2 フリガナ
名 称 _____

- 3 所在地 〒 _____

- 4 廃止・休止
理由
- 5 廃止・休止
年月日 年 月 日

法人担当者
電 話 _____
F A X _____
E-mail _____

丹波篠山市小規模保育事業廃止(休止)承認通知書

第 号
年 月 日

様

丹波篠山市教育委員会

年 月 日付けで申請があった小規模保育事業の廃止(休止)について承認したので、
丹波篠山市小規模保育事業の認可等に関する要綱第6条第3項の規定により通知します。

- 1 事業の種類
- 2 名称
- 3 所在地
- 4 廃止期日・休止予定期間

丹波篠山市小規模保育事業廃止(休止)不承認通知書

第 号
年 月 日

様

丹波篠山市教育委員会

年 月 日付けで申請があった小規模保育事業の廃止(休止)について承認しないこととしたので、丹波篠山市小規模保育事業の認可等に関する要綱第6条第3項の規定により通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、丹波篠山市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

- 1 事業の種類
- 2 名称
- 3 所在地
- 4 不承認の理由